

広島市条例第 3 1 号

令和 7 年 6 月 2 6 日

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例（平成 2 4 年広島市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号）第 2 条から第 4 0 条まで及び附則第 2 条から第 1 0 条まで」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。